

議案第68号

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第12条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第23条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第25条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第25条の2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条の6の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第28条の6の2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条の14第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条の17の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第28条の17の2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条第2項中「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

第35条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第37条及び第38条を次のように改める。

(身体的拘束等の禁止)

第37条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって

は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第38条 削除

第38条の2を削る。

第42条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第42条第3項中「第54条」の次に「、第89条第3項」を加える。

第47条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「係る判断」の次に「、身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、「この条及び第94条において」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第53条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第57条第6項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

第58条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第64条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「、本体施設」を「若しくは本体施設」

に、「この章」を「この条」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは」に改める。

第77条の2中「医師」の次に「及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設が定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第78条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「この章」を「この条」に改める。

第86条中「第78条」を「第77条の2」に改める。

第87条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第89条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等」を削る。

第94条に次の1項を加える。

5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第47条第5項及び第94条第5項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。